



## 平成29年分所得税・消費税の確定申告受付が始まります。

平成29年分所得税・消費税の確定申告受付が、2月16日から始まります。

商工会では、今年も税理士による申告相談を右記のとおり開催いたします。必要書類・印鑑等を持ってお早めにご来場いただき、ご相談いただきますようお願いいたします。

所得税：申告・納税は3月15日（木）まで

消費税：申告・納税は4月2日（月）まで

申告相談は、お早めに！！

### 平成29年分 所得税・消費税確定申告相談日程

月 日	担当税理士	会場	時 間
2月16日(金)	中野税理士	本 所	9:00~16:00
2月19日(月)	岡本税理士	本 所	9:00~16:00
2月21日(水)	後藤税理士	支 所	9:00~16:00
2月22日(木)	藤川税理士	本 所	9:00~16:00
2月26日(月)	多月税理士	支 所	9:00~16:00
2月28日(水)	岡本税理士	本 所	9:00~16:00
3月6日(火)	藤川税理士	本 所	9:00~16:00
3月7日(水)	杉本税理士	支 所	9:00~16:00
3月9日(金)	中隅税理士	本 所	9:00~16:00
3月9日(金)	後藤税理士	支 所	9:00~16:00

会場：神河町商工会 本所・支所 2階会議室

### 申告に必要な書類

- ① 税務署より送付された申告関係書類又はハガキ・印鑑
- ② 生命保険・介護医療・個人年金・地震保険などの控除証明書
- ③ 国民年金保険料控除証明書（日本年金機構交付）
- ④ 給与・年金等のある方は源泉徴収票
- ⑤ 郵便局・農協等より個人年金を受け取っておられる方は、受取明細
- ⑥ 生命保険や個人年金などの満期金や解約金を受け取った場合は、支払計算書
- ⑦ 所得計算集計表及び必要諸帳簿
- ⑧ 決算にあたって作成した棚卸表・売掛金・買掛金・未払金・未収入金の明細表
- ⑨ 固定資産の購入明細並びに領収書
- ⑩ 昨年分の決算書・申告書

注）農業所得のある方は、出荷量等収入の明細、支払分としてライスセンター明細書、肥料等領収書、米精算金・交付金等、助成金通知書等が必要となりますのでお忘れのないようお願いします。

### 申告書にはマイナンバーの記載と写しが必要です

確定申告書等については、税務署へ提出する都度、マイナンバーの記載が必要ですので、マイナンバーが記載されている書類のご持参をお願いします。

- 例 ・マイナンバーカード（写真つきのカード）はカードのみ  
・マイナンバー通知カード（カードを作成していない人）は通知カード+運転免許証などの本人確認書類
- なお、扶養控除を適用されている方、事業専従者の方のマイナンバーの記載も必要ですので、ご準備をお願いします。  
（通知カード等の写しの添付の必要はありません）

### 医療費控除とセルフメディケーション税制について

平成29年分申告より従来の医療費控除に加えセルフメディケーション税制（※）が創設されています。

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択となっており、どちらかしか控除ができませんのでご注意ください。また、どちらを適用される場合も医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書を添付し、領収書はご家庭で5年間保存していただくことになりました。

（但し平成31年分申告までは領収書添付でも対応できます）

どちらの明細書も国税庁のHPからダウンロードしていただくか、商工会等の申告会場でお渡しできます。

事前にお作りいただくとスムーズです。

#### 【※セルフメディケーション税制】

セルフメディケーション税制の適用を受ける場合には、その年分に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている申告者が対象となります。具体的には次の取組が「一定の取組」に該当します。

1. 保険者（健康保険組合、市区町村国保等）が実施する健康診査【人間ドック、各種健（検）診等】
  2. 市区町村が健康増進事業として行う健康診査【生活保護受給者等を対象とする健康診査】
  3. 予防接種【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】
  4. 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
  5. 特定健康診査（いわゆるメタボ検診）、特定保健指導
  6. 市町村が健康増進事業として実施するがん検診
- ※個人で任意で受けた人間ドックは対象にはなりませんのでご注意ください。

セルフメディケーション税制による医療費控除額は、実際に支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除きます。）から1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）です。